

第2期

ごみ減量アクションプラン



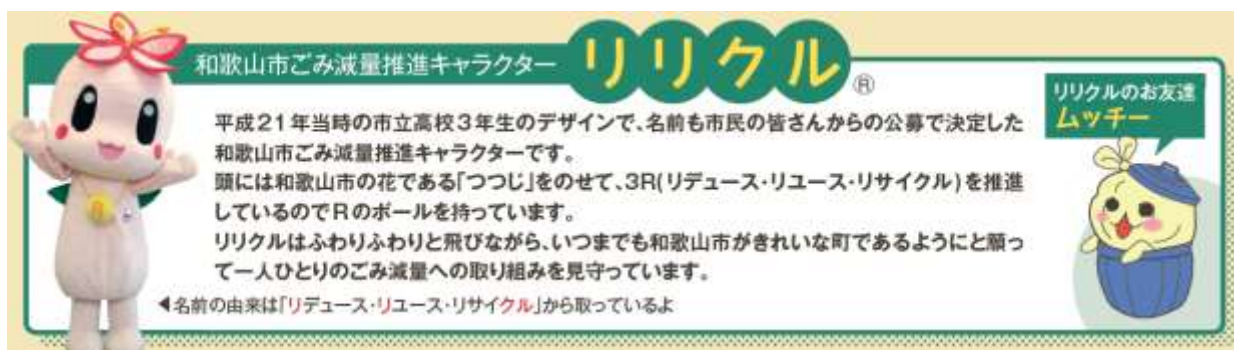
(ごみゼロの日)

平成29年5月30日

和歌山市

目 次

第 1 章	ごみ減量アクションプランの策定にあたって・・・・・・・・・・	1
1-1	ごみ減量アクションプラン策定の趣旨・・・・・・・・・・	1
1-2	ごみ減量アクションプランの性格・・・・・・・・・・	1
1-3	ごみ減量アクションプランの期間・・・・・・・・・・	1
第 2 章	ごみ排出量の現状と減量に向けた基本姿勢・・・・・・・・・・	2
2-1	ごみ排出量の現状・・・・・・・・・・	2
2-2	ごみ減量等の課題・・・・・・・・・・	4
2-3	減量に向けた基本理念及び三者の役割・・・・・・・・・・	5
2-4	数値目標・・・・・・・・・・	6
第 3 章	家庭系ごみの減量と資源化の取組・・・・・・・・・・	7
アクション1	ごみ減量・・・・・・・・・・	9
アクション2	資源化（リサイクル）・・・・・・・・・・	13
アクション3	市民・事業者・行政の連携・・・・・・・・・・	17
第 4 章	事業系ごみの減量と資源化の取組・・・・・・・・・・	21
アクション1	ごみ減量・・・・・・・・・・	22
アクション2	資源化（リサイクル）・・・・・・・・・・	27
アクション3	市民・事業者・行政の連携・・・・・・・・・・	29
第 5 章	ごみ減量計画の進行管理・・・・・・・・・・	30
	ごみ減量推進員ブロック連絡調整会議名簿・・・・・・・・・・	31
	事業系意見聴取会名簿・・・・・・・・・・	31



第1章 ごみ減量アクションプランの策定にあたって

1-1 ごみ減量アクションプラン策定の趣旨

和歌山市（以下、「本市」という。）は、平成23年11月にごみ処理基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定し、基本理念「**つれもて***分別ごみ減量～美しい海・山・川の城下町わかやま～」の下、市民・事業者・行政の三者が**つれもて**、ごみ減量と資源分別に取り組んできました。その結果、家庭系ごみの排出量は、市民の取組への浸透にあわせて緩やかに減少し、事業系ごみの排出量は取組の効果により大きく減少しました。しかし、家庭系ごみは今後も施策を継続することによる効果が徐々に現れ、近年と同程度の減少傾向が続くと予測されます。また事業系ごみは施策継続による減少が緩やかになると予測されます。そのため、1人1日当たりのごみ排出量（資源を除く）を10年間で約30%削減する数値目標の達成が非常に厳しい状況であり、ごみ減量と資源分別のより一層の推進が必要となっています。

このような状況を踏まえ、策定から5年を迎える基本計画の進捗を確認し、数値目標の達成に向けた改定を平成29年3月に行いました。

基本計画では、平成32年度には1人1日当たりのごみ排出量（資源を除く）を約30%削減する目標を定めています。この数値目標を達成するため、市民・事業者・行政が取り組むべき基本方針と本市が取り組む施策の基本方向を定めていますが、具体的な取組の内容（以下、「具体的行動」という。）は、この「ごみ減量アクションプラン（和歌山市ごみ減量行動計画）」に定めるものです。

1-2 ごみ減量アクションプランの性格

ごみ減量アクションプランは、数値目標を達成するために、市民・事業者が排出者責任や拡大生産者責任を果たすなど、ごみ減量や自己責任による適正処理を実践するとともに、市民・事業者・行政が協働してごみ減量の具体的行動を展開するためのものです。

1-3 ごみ減量アクションプランの期間

ごみ減量アクションプランは、平成29年度から平成32年度までの4年間に実施する具体的行動を定めています。なお、平成33年度以降については基本計画の全体評価の後に具体的行動を改めて検討します。



※つれもて：和歌山の方言、
「みんなでいっしょに」という意味

第2章 ごみ排出量の現状と減量に向けた基本姿勢

2-1 ごみ排出量の現状

(1) ごみ排出量の実績

家庭系ごみ（資源を除く）の排出量は、ほぼ横ばいを示していましたが、ここ数年は、緩やかな減少傾向で推移しています。

事業系ごみ（資源を除く）の排出量は、平成 22 年度から平成 25 年度は増減を繰り返してきましたが、平成 26 年度以降は減少傾向で推移しています。

また、収集資源の排出量は、横ばいで推移しています。

なお、1 人 1 日当たりのごみ排出量は平成 22 年度から平成 25 年度は微増傾向で推移していましたが、平成 26 年度以降は減少傾向で推移しています。

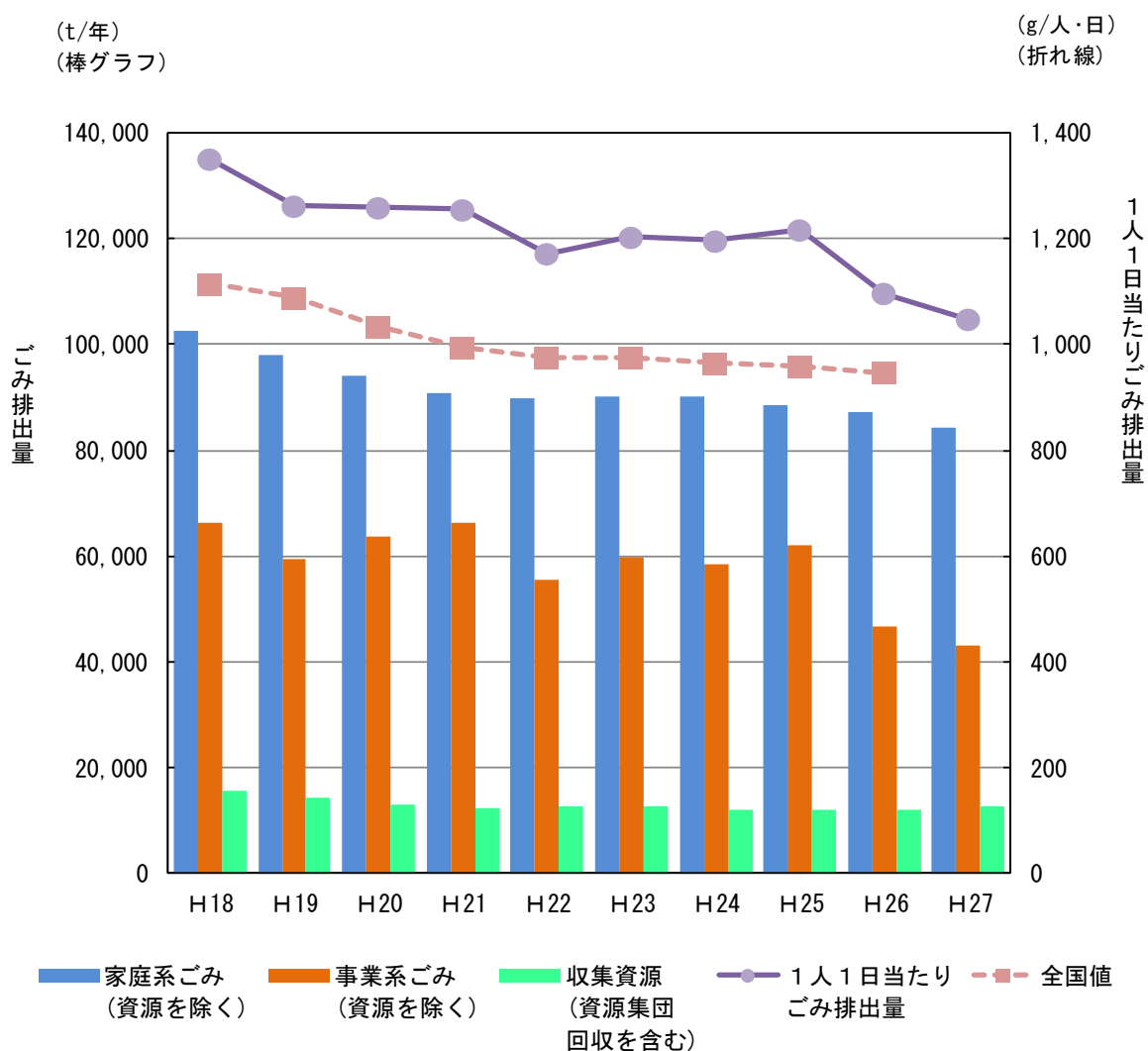


図 2-1 ごみ排出量の推移

※人口は国勢調査ベース（全国値は住民基本台帳ベース[H24 以降は外国人含む]）

(2) 目標に対する実績推移

① 1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源を除く）

平成 25 年度に「ごみ減量アクションプラン」を策定し、「和歌山市ごみ減量推進員制度」、「リリクルッキング with 水きりモニター」等の施策を始めたところ、徐々にその効果が現れ、1人1日当たり家庭系ごみ排出量（資源を除く）は、平成 24 年度以降、穏やかではありますが、減少傾向で推移しています。

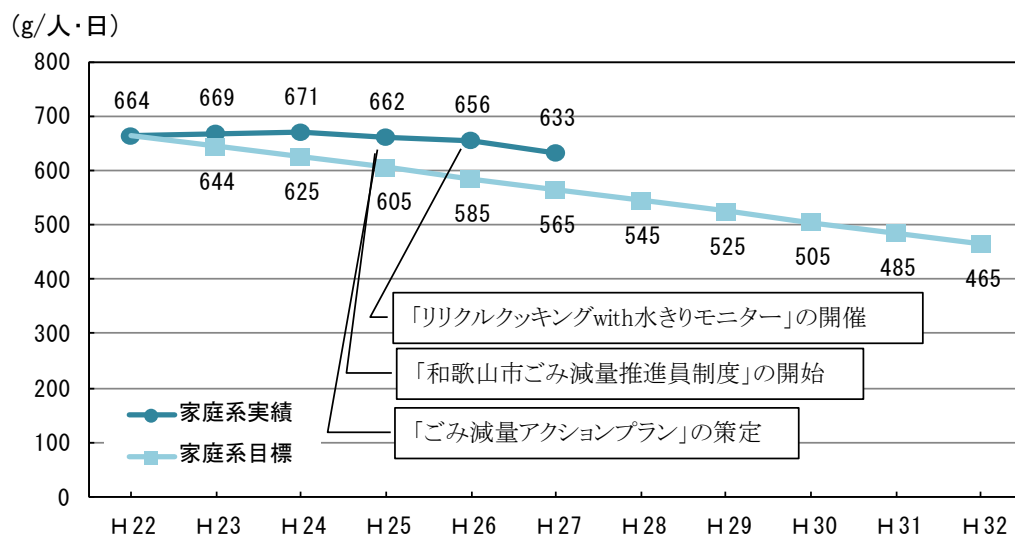


図 2-2 1人1日当たり家庭系ごみ（資源を除く）の目標と実績

※人口は国勢調査ベース

② 1人1日当たり事業系ごみ排出量（資源を除く）

平成 26 年度に実施した一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可制度やマニフェスト制度の開始、手数料の見直し等により、1人1日当たり事業系ごみ排出量（資源を除く）は、減少傾向で推移しています。

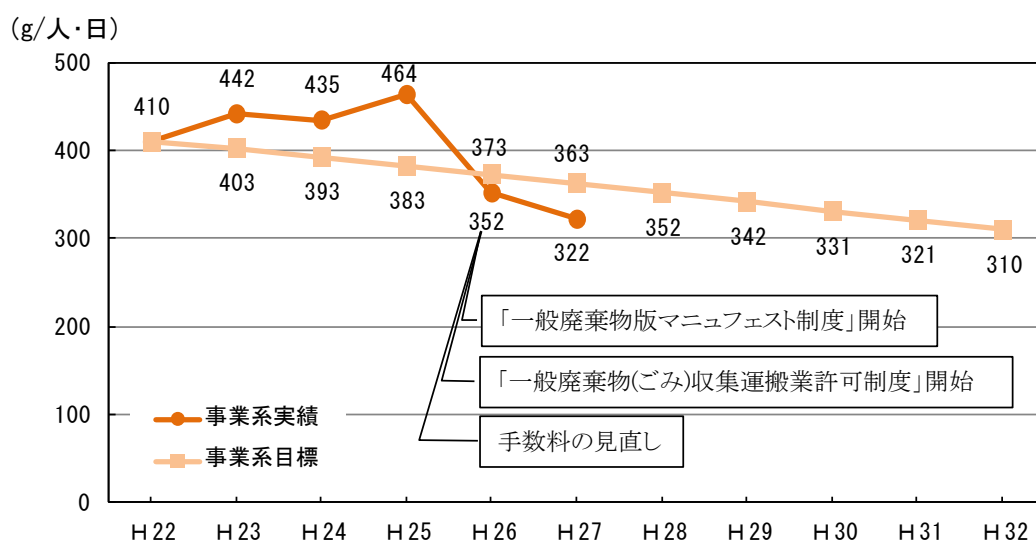


図 2-3 1人1日当たり事業系ごみ（資源を除く）の目標と実績

※人口は国勢調査ベース

2-2 ごみ減量等の課題

本市の課題をごみ減量、資源分別の2つの項目に分けて整理すると次のとおりです。

ごみ減量

問題点

- ・1人1日当たりの一般廃棄物の排出量は全国平均を上回っており、より一層、ごみ減量の取組を推進していく必要がある。
- ・生ごみ等削減のために種々の施策を実施しているが、依然として家庭系一般ごみに、調理くず・食べ残し・手付かずの食品等が約半分を占めている。
- ・市民向けの情報提供など体制づくりは進んでいるものの、まだ全世帯に浸透していない。
- ・事業系一般ごみについて、様々な取組により排出量は減少してきているが、まだ削減が可能なものが含まれている。



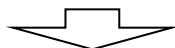
課題

- ・優先順位が高い2R（リデュース・リユース）の取組が必要である。
- ・生ごみについては食品ロスの削減や水きりなどによる排出量自体の削減が必要である。
- ・啓発を行う上で、有効な手段である情報提供や環境教育の充実を図る必要がある。
- ・事業系ごみについては、減量指導や規制強化を行う必要がある。

資源分別

問題点

- ・家庭系一般ごみの細分別作業で「資源化が見込めるもの」が約16%あり、その中で一番多いのが紙類で約12%を占めている。
- ・資源集団回収量は増加傾向にあるものの、他都市と比べるとその量は少ない。
- ・事業系ごみでは、資源化可能な古紙類が一般ごみとして排出されている例が多くみられ、紙類の分別の徹底・資源化が進んでいない。特に機密書類、シュレッダー紙等の古紙類を搬入する事業者が多い。



課題

- ・資源分別の推進、特に紙類の資源化推進が必要である。
- ・資源集団回収量の増加に向けて、施策の充実が必要である。
- ・事業系古紙類については、搬入を規制して資源化を推進する必要がある。

2-3 減量に向けた基本理念及び三者の役割

基本計画の基本理念は、前基本計画と同じく、次のとおりです。

つれもて分別ごみ減量～美しい海・山・川の城下町わかやま～

基本理念に基づいて、市民・事業者・行政の三者がごみ減量、資源分別に向けたそれぞれの役割を果たすことが必要となります。また、取組の実施においては、三者が協働、連携し取り組むことにより、より高い水準のごみ減量、資源分別を目指すことを基本姿勢とします。

- ・市 民：家庭でのごみ減量（特に生ごみの削減）、資源分別に取り組むとともに、行政のごみ減量及び資源分別等の施策に協力する。
エコ商品を購入する。
（エコ商品：再生紙のように再生利用された商品、消費電力が小さい家電製品、LED 電球のように長く使用できる商品）
- ・事業者：排出される廃棄物を自らの責任で適正処理するとともに、行政のごみ減量及び資源分別等の施策に協力する。
行政・市民の取組に協力する体制を構築する。
多量に排出されるごみの新たな資源化処理方法について研究する。
エコ商品を製造・販売する。
- ・行 政：市民・事業者の取組を促進するための普及啓発、情報提供、環境教育等を行う。
市民・事業者の取組状況を把握し、必要な体制整備に努める。また、排出されたごみを適正に処理する。
市民・事業者のごみ減量、資源分別推進のための方策について調査を進める。



図 2-4 市民・事業者・行政の役割

2-4 数値目標

前基本計画（平成 23 年度策定）では、ごみ処理の具体的な数値目標及び将来のごみ排出量について定めており、基本計画（平成 28 年度策定）でもこの数値目標としています。

1人1日当たりのごみ排出量（資源を除く）を10年間で約30%削減
（平成22年度比）

1,075g/人・日（H22基準） → 955g/人・日（H27実績） → 775g/人・日（H32目標）

△120g 削減 △180g 削減

本市の焼却施設の1つは基幹改良を終え、延命化が図られましたが、もう1つは老朽化が進んでおり、最終処分場も、大阪湾広域臨海環境整備センターに依存している状況です。将来においてもごみを適正処理するためには、ごみ処理量を減らし、施設への負荷を低減させる必要があります。

また、本市のごみ排出量（資源を除く）は中核市の中でも家庭系でワースト4位、事業系でワースト13位（いずれも平成26年度）であり、改善が必要です。こうした状況を踏まえ、ごみ排出量を削減する目標を掲げるものです。

国のごみ減量に関する目標は、「廃棄物処理法」に基づく基本方針で平成32年度までの8年間でごみ排出量を12%削減、「循環型社会形成推進基本計画」で平成32年度までの20年間で25%削減となっています。国の目標に対して本市は、現状の実績数値から大きくごみ量を削減することを目指し、平成32年度までの10年間で1人1日当たりのごみ排出量（資源を除く）を約30%削減とします。

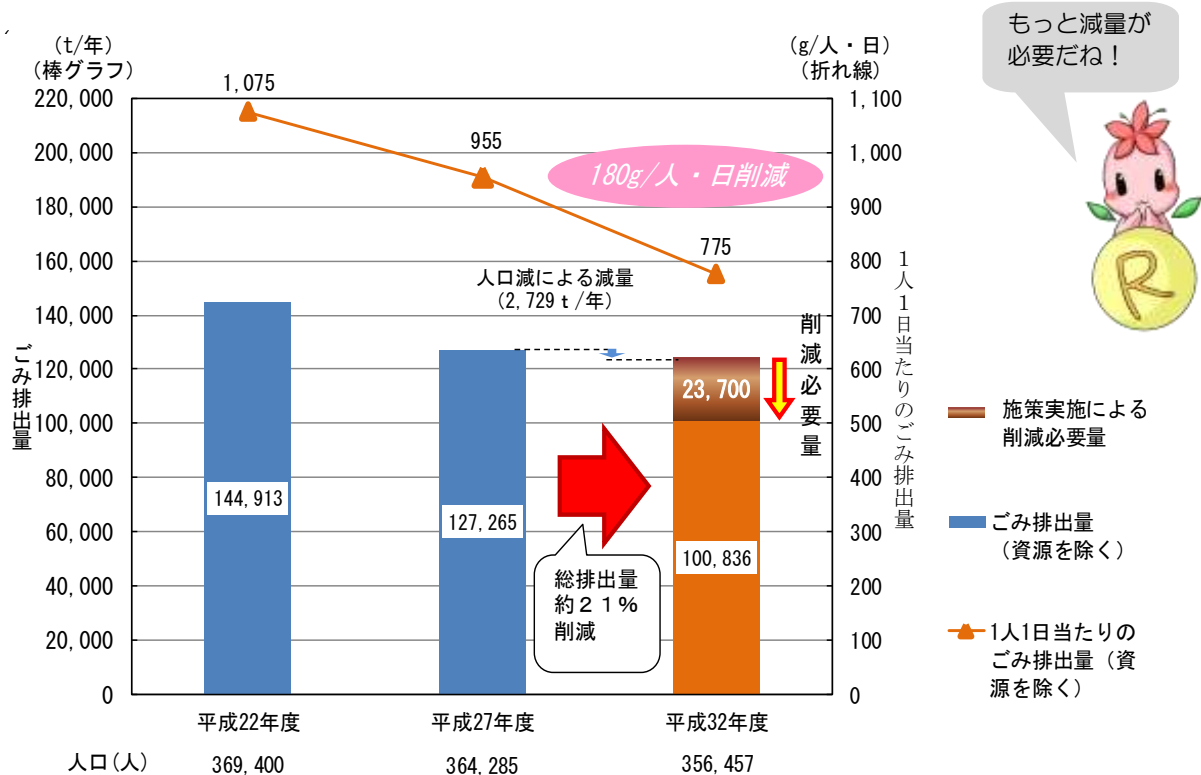


図 2-5 目標達成後のごみ量

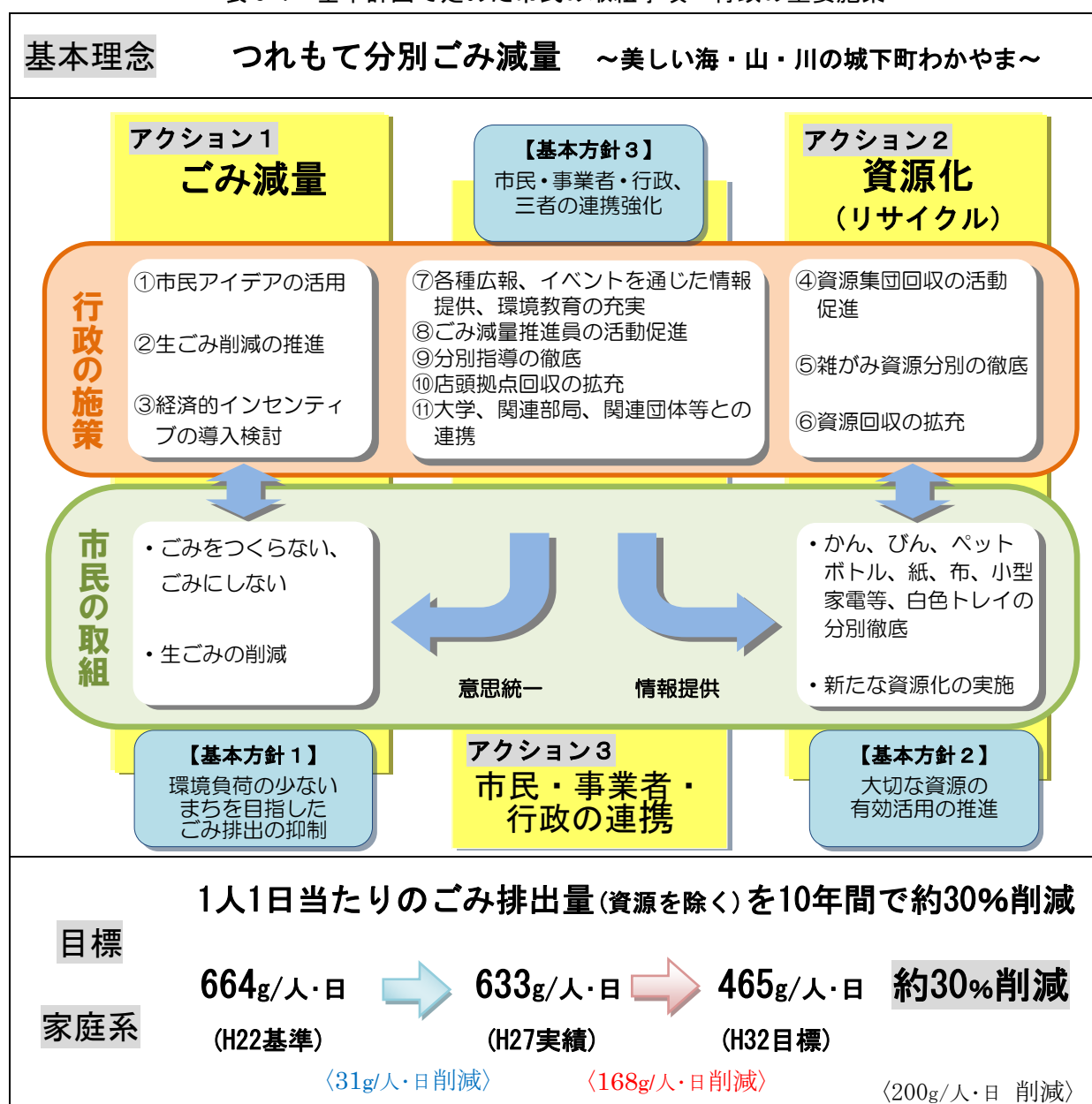
第3章 家庭系ごみの減量と資源化の取組

家庭系ごみは、通常一般ごみとして排出されるものが大半であり、1人1日当たりのごみ排出量（資源を除く）を平成32年度までの間に約30%削減することは容易ではありません。

そこで、この削減目標を達成するため、基本計画では、市民が行う取組事項、行政が行う重点施策を定めています。（表3-1）

その中で、効果的また効率的に実行していくため、ごみの減量・資源化を推進するための施策を、本アクションプランで市民と行政が協力してアクション（行動）が出来るよう、それぞれの立場で具体的に示していきます。

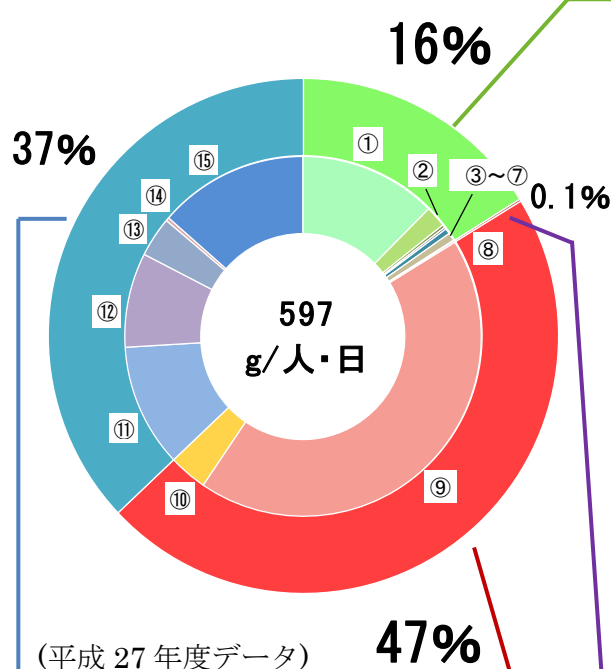
表 3-1 基本計画で定めた市民の取組事項・行政の重要施策



家庭系ごみの 30%削減とは・・・

生ごみ減量化の取組、分別徹底や新たな資源化への取組によって削減可能な一般ごみは全体の 63%（平成 27 年度細分別作業結果）となっており、**この内約半分の削減が達成されることで、目標である 30%削減が達成できる。**

平成 27 年度の家庭系ごみは平成 22 年度比で約 5 %の削減に留まっており、減量化の取組が見込めるもの、分別することで資源化できるものがまだ多く含まれている。平成 28 年度からプラスチックを一般ごみとしたこともあり、家庭系ごみを平成 22 年度比で約 30%削減するという、目標を達成するためには、排出量を全体的に減らすことが必要となる。



○資源化が見込めるもの：

16.1%（約 96g/人・日）

①新聞等の紙類：12.5%

（約 75 g：新聞紙（朝刊）約半分の重さ）



（150g/1 部）

②衣服等布類：1.9%

（約 11 g：Tシャツ（M寸）の約 1/18 の重さ）



（200g/1 枚）

③～⑦ペットボトル、白色トレイ、かん、びん等：1.7%

（約 10 g：ペットボトルの約 1/3 本の重さ）



（30g/1 本）

○新たな資源化が見込めるもの：

⑧蛍光管・乾電池：0.1%

○減量化の取組が見込めるもの：

46.7%（約 279g/人・日）

生ごみ：46.7%

（約 279 g：ごはん約 2 杯の重さ）

⑨調理くず・食べ残し：43.2%

⑩手付かずの食品：3.5%



（150g/1 杯）

○その他：

37.1%

⑪プラスチック製容器包装：

11.1%

⑫資源化できない紙類：

8.5%

⑬資源化できないプラスチック類：

3.6%

⑭資源化できない不燃物類：

0.3%

⑮その他：

13.6%

アクション1 ごみ減量

ごみ排出量の削減は中間処理量、最終処分量の減少につながることから、ごみ処理における環境負荷を低減し、自然環境を保全する観点からも非常に重要なことです。

市民一人ひとりが環境に配慮した意識を持った行動によって、1人1日当たりのごみ排出量の削減を目指さなければなりません。

(1) 市民のアクション

【ごみをつくらない、ごみにしない】

● 不要なものは、「買わない!」「もらわない!」 リデュース

ものを購入する時は、「本当に必要なものか?」を考えて購入しましょう。無料のものでも必要以上にもらうことによって『ごみ』にしてしまうことが無いよう心がけましょう。

● 長期間使用できる製品を利用しよう! リデュース

LED照明や充電式電池など、寿命の長い製品を選択することは、不用となるサイクルを延ばします。購入する時は、このポイントも心がけて製品を選びましょう。

● 過剰な包装は断ろう! リデュース

買い物での過剰な包装は自ら断りましょう。包装を1回断ると、約15グラムの包装紙を削減することができます!



★リリクルのワンポイント☆

市民の皆さんが月に1回、包装紙(15グラム)を断ると、年間66トンのごみが減量できるよ♪



● マイバッグを持参しよう! リデュース

マイバッグを持参することで、持ち帰りなどに配られるレジ袋の使用を少なくすることができます。このような袋も最後には『ごみ』になります。



★リリクルのワンポイント☆

和歌山市では『指定のごみ袋』以外にも『規格にあったレジ袋』でごみを出せるよ。これは、スーパーなどのレジ袋で、「10リットルから15リットルまでの容量表示のある、透明か半透明のもの」だよ♪それ以外は出せないから注意してね。

● 詰め替え製品を利用しよう! リデュース リユース

洗剤やシャンプーなどの日用品で、同じものを購入するときは『詰め替え商品』が無いか確認しましょう。『詰め替え商品』の利用によって、ボトル容器などを繰り返し使用することができます。



● 繰り返し使える製品を利用しよう！ リデュース リユース

ビールびんや、牛乳びんなどのリターナブルびんを使用した商品を利用したり、マイカップやマイボトル、リユース食器（繰り返し使える食器）などを積極的に使用しましょう。



★リリクルのワンポイント☆

ビールびんや、牛乳びんなどのリターナブルびんは、きちんと販売店（酒屋や牛乳屋など）に返してね。「びんの収集日」に出してもリユースされないよ！



● 長期利用に取り組もう！ リデュース リユース

粗大ごみとなるような家具などは、修理やリフォームなどで大事に長期間利用するよう心がけましょう。また、まだ使えるのに、どうしても不要となったものは、必要な人に譲ったり、リサイクルショップ(リユースショップ)を活用するなど、捨てずに長期利用できるように取り組みましょう。

● 簡易包装や、資源回収等を進めている販売店を利用しよう！ リデュース リサイクル

販売店では、簡易包装の推奨や、販売した白色トレイや牛乳パックなどの資源を店頭回収するなど、取組を進めています。そういったお店を積極的に利用するよう心がけましょう。

【生ごみの削減】

● 食品ロスを減らそう！ リデュース

『食べられる量』をきちんと把握し、計画的に購入しましょう。冷蔵庫の中身を定期的を確認し、「賞味期限」や「消費期限」をきちんと把握して捨てることの無いようにしましょう。『食べ残しをしない』、『食べられる部分は全部消費する。』よう心がけて調理しましょう。

● 生ごみを濡らさないようにしましょう！（水分の削減） リデュース

生ごみを出来るだけ水に濡らさないように注意しましょう。水きり器（しぼり器）等を利用して、排水を汚さない程度に水気を絞るなど、ごみから余分な水分を取り除きましょう。

● 生ごみの自家処理に取り組もう！ リサイクル

家庭で生ごみ処理（堆肥化など）に取り組んで生ごみを減らしましょう。

使いきり・食べきり・水きりですっきり!!

取り組めているかチェックしよう♪

- ☐ 買い物前に冷蔵庫・備蓄食料品のチェックをする。
- ☐ 食べきれる量を考えて調理し、食べ残しをなくす。
- ☐ 生ごみを出さないよう心掛ける。
- ☐ どうしても出る生ごみは十分に水を切る。
- ☐ 調理くずは、水に濡らさないなどの工夫をする。



(2) 行政のアクション

① 市民アイデアの活用 リデュース リユース

家庭系のごみを減らすには、市民からのアイデアが効果的です。今後ともごみ問題に関わり、情報や知識を持ったごみ減量推進員等の方々にご協力いただくとともに、市からの情報発信により、市民の2R（リデュース・リユース）に対する関心や意識を高めていきます。

★リリクルのアクション☆

○リリクルネットの活用

- ・ごみ情報サイト「リリクルネット」のメールフォームを活用し、市民から意見等を募集します。
- ・「リリクル通信」や「リリクルの総合ごみ情報誌」により、市民から意見等を募集し、アイデアを紹介します。

○ごみ減量推進員制度の活用

- ・ごみ減量推進員等から意見やアイデアの情報を交換する場を設け、施策に反映させます。

○2R(リデュース・リユース)情報の提供

- ・リサイクルよりも優先順位が高い2R(リデュース・リユース)について、市民にその意義や具体的でわかりやすい取組方法(マイバッグ、マイボトル、マイ箸の利用推進等)、効果等に関する情報提供に努めます。

リデュース 生ごみの削減に関する情報提供の充実

リユース 不用品等のリユース実施

取組内容	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2 (全体評価)
①市民アイデアの活用	・リリクルネット、ごみ減量推進員制度の活用（継続）	・新たなアイデア募集の検討 ・2R情報の提供	・アイデア募集 ・実施、啓発		・全体評価 ・次期ごみ処理基本計画へ反映

② 生ごみ削減の推進 リデュース

重点施策

ごみ減量には、一般ごみの約半分を占める生ごみの削減が欠かせません。生ごみの削減を推進するため、①買った食材を使いきる「使いきり」、②食べ残しをしない「食べきり」、③生ごみを出す前にもうひとしぼりする「水きり」の「3きり運動」を実施し、生ごみそのものを減らす意識啓発に取り組みます。

★リリクルのアクション☆

○「使いきり」・「食べきり」・「水きり」の推進

①「使いきり」 食材を使いきるための意識啓発

冷蔵庫や冷凍庫の整理整頓術や、食材を使いきる調理方法の紹介などを行います。

②「食べきり」 手付かず食品の見直し

生ごみとして出された手付かず食品の排出実態を市民に情報提供するとともに、食べきれだけのものを購入するなど、ライフスタイルの見直しに向けた具体的な取組事例紹介を行います。

③「水きり」水分削減方法に関する情報提供の充実

生ごみに含まれる水分を効果的・効率的に削減するため、水きり方法や、いろいろな生ごみ水きり器(しぼり器)の用途に合わせた情報提供及び啓発を実施します。

◎「3きり」リリクルッキング with 水きりモニター

「リリクルッキング with 水きりモニター」を継続し、「3きり運動」を推進するとともに、実際に調理したレシピ集を公開し、クッキングに参加していない方へ生ごみ削減方法の普及に努めます。



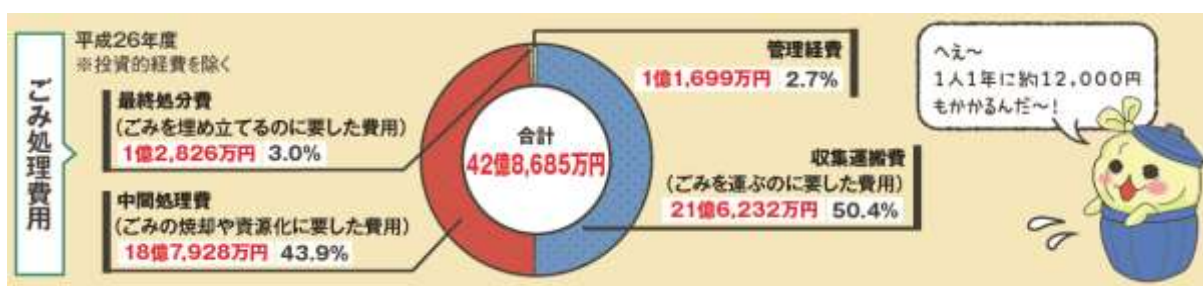
取組内容	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2 (全体評価)
② 生ごみ削減の推進	・リリクルッキングの実施(継続)	・「使いきり」・「食べきり」・「水きり」の手法検討	・「使いきり」・「食べきり」・「水きり」の情報提供		・全体評価 ・次期ごみ処理基本計画へ反映

③ 経済的インセンティブの導入検討(ごみの有料化) リデュース

経済的インセンティブを活用したごみ減量、排出量に応じた負担の公平化、市民の意識改革を進めるための方法として「ごみの有料化」があります。

しかし、本市の状況は、各施策によるごみ減量、資源分別の効果が現れ始めたところであり、ごみの有料化については、ごみ減量を進めてきた市民の努力が報われる形となるように、ごみ減量、資源分別の推進に関する他の施策の成果を十分に見極めながら検討するものとします。

ただし、粗大ごみについては、2R(リデュース・リユース)を推進する観点や、有料化している近隣市町村からの搬入も懸念されることから、一般ごみの有料化とは別に検討するものとします。



取組内容	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2 (全体評価)
③ 経済的インセンティブの導入検討				粗大ごみ有料化の調査及び研究	・全体評価 ・次期ごみ処理基本計画へ反映

アクション2 資源化（リサイクル）

ごみの減量化、資源化を行う上で必要なことは、現在、排出されている一般ごみの中身がどういったものなのか、その構成を知ることが重要です。そこで、家庭から排出される一般ごみの細分別作業を行いました。その結果を見ると、多くの資源が含まれていました。これも大切な資源ですから、市民一人ひとりが資源分別の徹底を行い、より多くの資源の有効活用を目指さなければいけません。

（1）市民のアクション

【かん、びん、ペットボトル、紙、布、小型家電等、白色トレイの分別徹底】

● 収集資源※の分別を徹底しよう！ リサイクル

本市の収集資源は、「かん、びん、ペットボトル、紙、布、小型家電等、白色トレイ」の7種類あります。一般ごみの中には『約16%』の資源が未だ捨てられているのが現状です。これらの資源を一般ごみや粗大ごみに混入して排出することがないように、徹底的に分別することで資源化に取り組みましょう。

収集資源※ 従来「資源ごみ」と呼んでいたものを、資源化を推進していくものとして「収集資源」と呼ぶことに改めました。



★リリクルのワンポイント☆

家庭系の一般ごみの中には、約16%の『資源』が入ってるんです。その内、3/4が紙類です。
一般ごみを捨てるときは、『資源』が無いかな、もう一度よく確認してから捨てようね♪



● 白色トレイを分別しよう！ リサイクル

平成28年4月から、プラスチック製容器包装（白色トレイ除く）は、ごみ発電（熱回収）による有効利用を行い、余剰電力で売電収入も得ています。

しかし、「白色トレイ」は大切な資源です。「白色トレイ」は分別し、よく洗った後、「回収協力店」であるスーパーの「回収ボックス」を利用しましょう。

また、店舗により、着色トレイも「食品用トレイ」として一括で回収され、リサイクルされている場合があります。



● 資源集団回収に参加しよう！ リサイクル

市内の各地区で資源集団回収が実施されています。近くで行っている資源集団回収に参加したり、新たに団体で資源集団回収を実施し、資源回収の向上に努めましょう。

みんなで
取り組んで
みよう♪



【新たな資源化の実施】

● 新たな資源分別に取り組もう！ リサイクル

「紙」は「新聞・チラシ、雑誌・本、ダンボール、紙パック」の他、平成23年7月から「雑がみ」の分別も開始されていますが、雑がみの分別が徹底されていません。また、平成25年度からは家庭から排出される不用な「小型家電等」も新たな資源として生まれ変わるように分別回収を実施しています。このように新たな資源化が実施されるときは、各家庭で分別に協力し、資源化に取り組みましょう。

リサイクルの 知っ得ごみ情報
資源編

「雑がみ」を分けてみよう！

新聞、雑誌、本、ダンボール、紙パック
以外のリサイクルできる紙など

お菓子などの空き箱、箸袋、トイレトーパーの芯、紙袋、封筒、カレンダー、メモ、プリント類、はがき、ティッシュペーパーの箱、包装紙、チラシ、パンフレット、カタログ、ノートなど
金属、ビニール、シール、テープなどの紙以外のものは取り除いてください！

× 強い臭いや汚れがついている紙、カーボン紙、感熱紙、アルミ・ビニール・ワックスなどでコートされた紙、のりや粘着物のついた紙など

写真、アルバム、紙おむつ、洗剤や線香の箱、シール、圧着はがき、紙コップ、複写伝票、ティッシュ、レシート等の感熱紙、食べ物や油で汚れた紙など
これらは一般ごみとして出してください！

「雑がみ」を出してみよう！

✓ 資源(紙)の日に出しましょう。

雑誌に挟む！
雑がみの量が少ない場合は、雑誌の間に挟んで、紐で縛る

紙袋に入れる！
紙袋に入れて、飛び散らないように紐で縛る

● 青岸ストックヤード（仮称）を利用しよう！

リユース リサイクル

現在、対応出来ない資源物の直接持ち込みについて、平成30年度に青岸ストックヤード（仮称）を開設し、資源化できるよう整備する予定です。また、木くずなど新たに資源化できるものも検討しています。このように新たな資源化が実施されるときは、各家庭で分別に協力し、資源化に取り組みましょう。



(2) 行政のアクション

④ 資源集団回収の活動促進 リサイクル

従来より市民が自主的に行っている「資源集団回収」は、分別意識向上のためにも重要な取組です。この資源集団回収制度を継続するとともに、回収量や実施団体の拡大を図るため、広報・啓発の強化や制度面の見直しも含め、より多くの市民に参加していただけるよう更なる制度の充実に努めます。

★リリクルのアクション☆

○資源集団回収制度の更なる推進

- ・回収団体の増強を図るため、団体ごとの活動支援(備品の貸与等)を検討します。
- ・制度への参加を促進するため、参加がほとんど見られない団体(小学校・中学校のPTA等)へ制度の周知を図ります。
- ・新たな集団回収制度の実施(「再生資源買取市(仮称)」の開催)を検討します。
開催場所(青岸など)に再生資源を直接持ち込むと、重さに応じて設定した価格で市の登録業者が買取りを行います。回収した再生資源は、市の登録業者がリサイクルに回します。

取組内容	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2 (全体評価)
④ 資源集団回収の活動促進	・奨励金の補助(継続) ・啓発、拡大	・新たな集団回収制度の検討	・新たな集団回収制度の実施		・全体評価 ・次期ごみ処理基本計画へ反映

⑤ 雑がみ資源分別の徹底 リサイクル

新たに紙類として分別を開始した雑がみは、まだ一般ごみとして排出されているものも多いため、更なる分別徹底のため、わかりやすく、正しい分別方法等の情報提供、啓発に努めます。

★リリクルのアクション☆

○雑がみ分別方法に関する情報提供の強化

- ・市内全小学校の4年生を対象とした出前講座において、子どもから大人(親)へ情報啓発活動の輪を広げる取組を推進することで、各家庭で雑がみ分別の周知を図ります。
- ・より一層の分別徹底に向け、ごみ減量推進員等から意見聴取を行い、啓発方法、回収方法を改善します。
- ・雑がみ収集袋を全戸配布し、雑がみ分別の全世帯実施に向け、周知を図ります。

取組内容	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2 (全体評価)
⑤ 雑がみ資源分別の徹底	・雑がみ回収の普及、啓発、拡大	・ごみ減量推進員等からの意見聴取	・雑がみ収集袋の全戸配布		・全体評価 ・次期ごみ処理基本計画へ反映

⑥ 資源回収の拡充 リユース リサイクル

重点施策

新たに開始した小型家電等の回収を推進するとともに、適正処理及び資源化を図るため、新たに蛍光管やボタン電池等の分別回収を実施します。また、平成30年度開設予定のストックヤードを活用した新たな資源回収を実施し、更なる資源化を推進します。

★リリクルのアクション☆

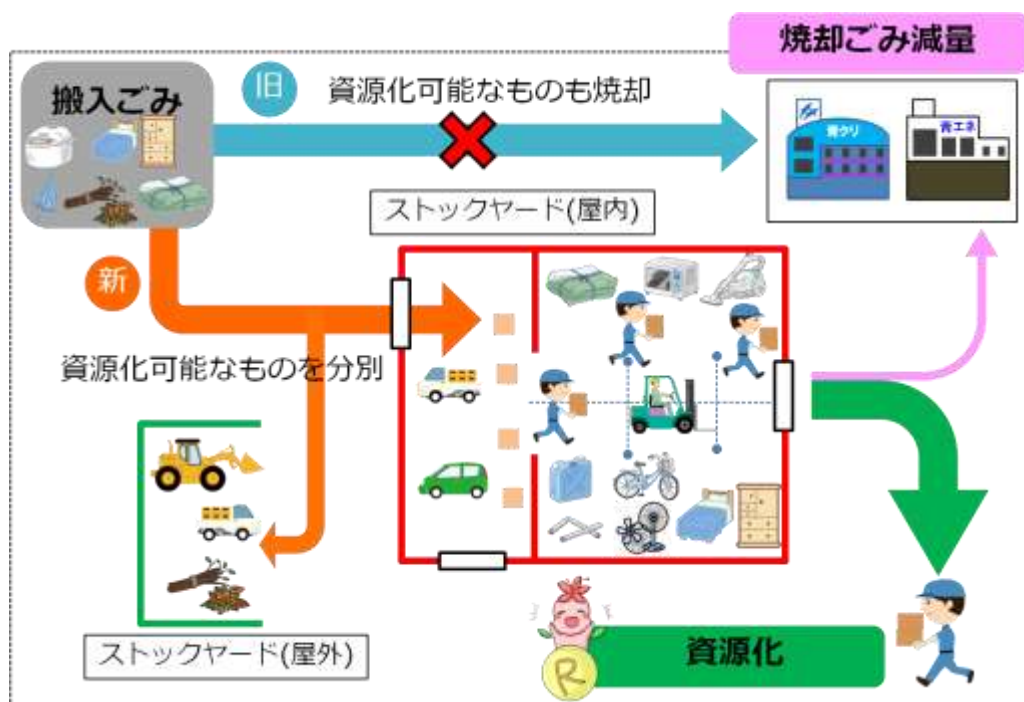
○蛍光管やボタン電池等の分別回収の実施

- ・蛍光管やボタン電池、水銀体温計等の分別について早期に回収・処理ルートを構築し、実施します。

(小型家電等の地区回収とあわせた分別回収、青岸ストックヤード(仮称)への直接持ち込み 等)

○直接持ち込みによる資源回収の実施

- ・現在、対応出来ない資源物(かんやびん、ペットボトル、紙、布等)を直接持ち込める青岸ストックヤード(仮称)を整備し、より市民が資源を排出しやすい体制を構築します。
- ・青岸ストックヤード(仮称)では新たにリユース・リサイクル可能な資源物(ふとん、硬質系プラ、木くず、剪定枝等)等を分別ストックすることも検討し、リサイクル率の向上と、焼却ごみ量の削減を図り、ごみ排出量の削減を目指します。



青岸ストックヤード（イメージ）

取組内容	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2 (全体評価)
⑥資源回収の拡充	・ 青岸 S Y 設計	・ 青岸 S Y 工事 ・ 蛍光管等の回収・処理ルート構築	・ 青岸 S Y 開設 (直接持ち込み実施) ・ 蛍光管等の分別回収の実施	➡	・ 全体評価 ・ 次期ごみ処理基本計画へ反映

アクション3 市民・事業者・行政の連携

市民は分別やごみの減量に取り組んでおり、行政も市民に対してわかりやすい情報提供に努めています。しかし、その効果はようやく出始めたところです。

今後も『市民・事業者・行政』の三者が手を携えて一致協力した取組で、効率的なごみ減量、資源化（リサイクル）を目指さなければなりません。

（１）市民・行政のアクション

⑦ 各種広報、イベントを通じた情報提供、環境教育の充実

啓発を行う上で各種広報、情報提供や環境教育は非常に有益な手段であることから、今後も市民にとってわかりやすく、取り組みやすい手法で発信を継続するとともに、情報が伝わりにくい世帯への情報提供の充実を図ります。

★リリクルのアクション☆

○情報提供の充実

- ・ごみ情報誌「リリクル通信」を年3回発行し、市報と一緒に全世帯に配布します。
- ・ごみ情報サイト「リリクルネット」を随時更新し、情報提供します。
- ・保存版「リリクルの総合ごみ情報誌」を概ね3年に1度見直し、市内全世帯に配布します。
- ・スマートフォン用アプリの導入を検討します。
- ・平成24年9月に誕生した『リリクル』の着ぐるみによるイベントでの情報発信について、幅広い世帯に対し情報発信します。

○環境教育、出前講座の充実

- ・市内全小学校の4年生を対象とした出前講座を継続します。
- ・未就学児を対象とした幼稚園や保育所、認定こども園などの出前講座は親子（未就学児とその保護者）で参加できるよう、内容の充実や実施の拡大を推進します。
- ・自治会や各種女性団体等にも地区のごみ減量推進員と協働して環境教育に取り組みます。

○情報が伝わりにくい世帯への情報提供の充実

- ・集合住宅の管理人等と連携して、自治会未加入を含む単身世帯への情報提供、啓発の充実を図ります。
- ・小学校等での出前講座を活用し、子どもたちが各家庭へ持ち帰ることで啓発活動の輪を広げ、自治会未加入を含む若年層世帯への啓発を図ります。

○ごみゼロ一斉行動！（仮称）の実施

- ・ごみ減量推進員やごみ減量協力員と連携し、一斉行動日に集積場所にて、ごみ減量等の啓発を行い、市民が一斉に取り組める仕組みを検討します。

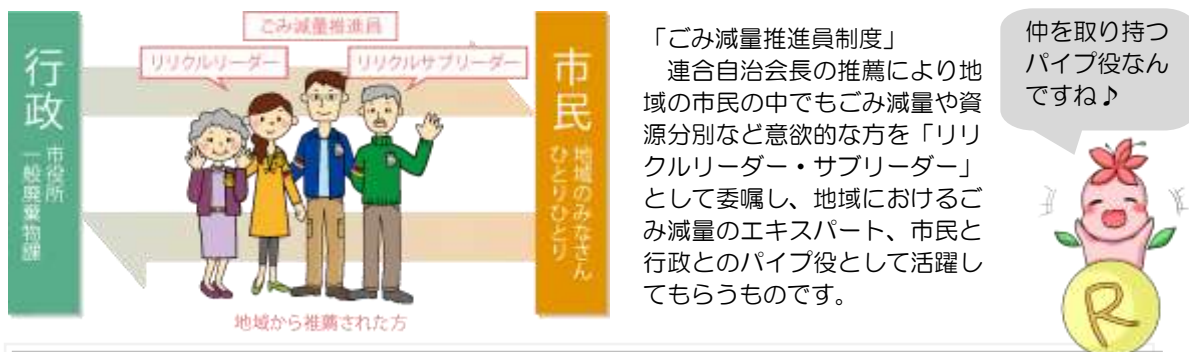


取組内容	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2 (全体評価)
⑦各種広報、イベントを通じた情報提供、環境教育の充実	・情報提供、環境教育、出前講座の実施（継続）	・情報が伝わりにくい世帯への情報提供	・スマートフォン用アプリ導入検討 ・ごみゼロ齊行動！の実施	・総合ごみ情報誌（改訂版）配布	・全体評価 ・次期ごみ処理基本計画へ反映

⑧ ごみ減量推進員の活動促進

平成25年11月に発足したごみ減量推進員（リリクルリーダー・サブリーダー）は、ごみ出し状況の確認や指導、啓発など市民と行政とのパイプ役となって取り組んでいただいています。また、ごみ減量推進員の補助役としてごみ減量協力員（リリクルメイト）にも取り組んでいただいています。

今後のごみ減量推進員が各地域の自治会内で取り組みやすいように、各地区の取組の紹介や情報提供等を含めて活動を支援していくとともに、活動が広く市民に浸透していくよう出前講座やリリクル通信、リリクルネットなどで制度を紹介周知し、ごみ減量を進めます。



★リリクルのアクション☆

○ごみ減量推進員の活動促進

- ・ブロック連絡調整会議を開催し、推進員活動を促進するための意見聴取を行います。
- ・地区での取組の意見交換などが行えるよう、「ブロック別研修会」を開催します。
- ・推進員の自主的な取組を推進するため、「ごみ減量推進員連絡協議会」設置を検討します。

○ごみ減量推進員の活動支援

- ・スキルアップのための研修会（講演会、セミナー、見学会等）を年2回、実施します。
- ・活動マニュアルを作成し、研修会等で配布、説明します。
- ・ごみ減量推進員の活動を促進するためのグッズ等を授与します。



ごみ減量推進員研修会

取組内容	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2 (全体評価)
⑧ごみ減量推進員の活動促進	・推進員の活動促進・支援（継続）	【第3期推進員】 ・「ごみ減量推進員連絡協議会」の設置検討	・「ブロック別研修会」の実施	【第4期推進員】 	・全体評価 ・次期ごみ処理基本計画へ反映

⑨ 分別指導の徹底

分別はごみの減量・資源化の根幹であり、継続して情報提供・啓発を行う必要があります。今後も間違った分別が行われないように、正しい分別の方法や分別の意義について、市民にとってわかりやすく、取り組みやすい手法で発信します。

★リリクルのアクション☆

○情報提供の充実

- ・市内全戸に配布できる「リリクルの総合ごみ情報誌」や、普段から目の届きやすい場所にある「分別収集カレンダー」を活用し、分別ルールに関する情報提供・啓発を行います。

○分別ルール違反者に対する指導の実施

- ・集積場所で分別ルール違反があった場合、違反シールを貼付し、違反者に指導を行います。
- ・ごみ減量推進員と連携した集積場所でのごみ出し状況の確認を行い、指導違反者に資源分別の協力を働きかけます。

取組内容	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2 (全体評価)
⑨分別指導の徹底	・情報提供(継続) ・啓発、拡大		・分別収集カレンダーの見直し	・総合ごみ情報誌(改訂版)配布	・全体評価 ・次期ごみ処理基本計画へ反映

⑩ 店頭拠点回収の拡充 リサイクル

重点施策

店頭拠点回収を実施している『回収協力店』について、回収資源の種類などの情報を市民に提供することにより、資源分別意識の向上が図られてきつつあります。今後は家電量販店など実施している店舗を拡大し、引き続き情報提供の充実を図ります。

★リリクルのアクション☆

○店頭拠点回収の拡充

- ・店頭拠点回収を実施している店舗について市民への周知を継続するとともに、回収資源の種類や実施店舗の拡充を図ります。
- ・現在、スーパー56店舗における、トレイや紙パック等の回収資源の種類などを取りまとめた、『回収協力店』について、情報提供をします。
- ・新たに家電量販店で行っているインクカートリッジや蛍光灯、二次電池など、他業種・他品目の情報も加え、市民への周知を図ります。



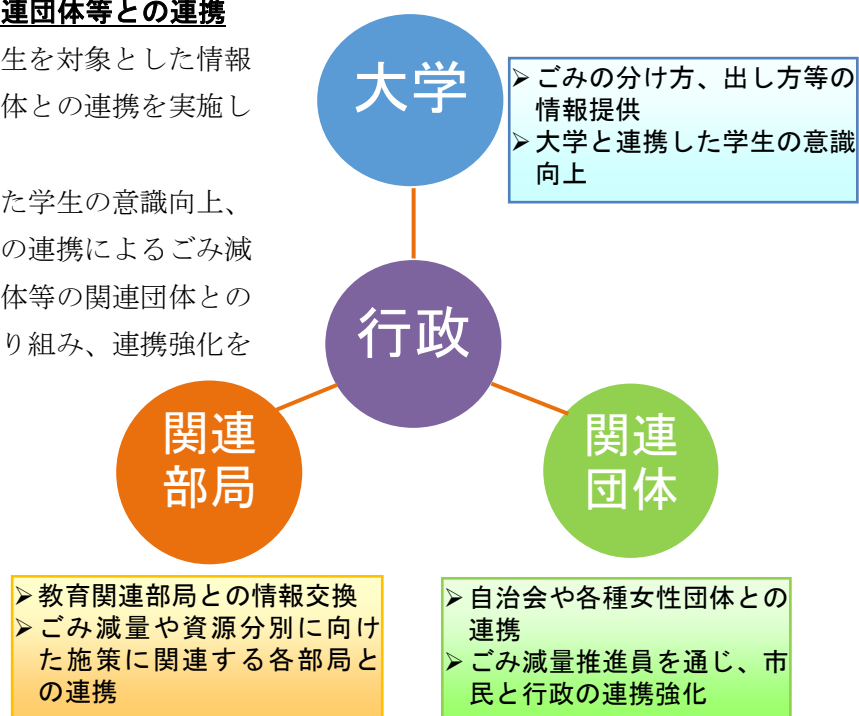
他業種での状況(家電量販店)

取組内容	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2 (全体評価)
⑩店頭拠点回収の拡充	・情報提供(継続)	・実施店舗調査	・実施店舗の拡大、普及 ・情報提供		・全体評価 ・次期ごみ処理基本計画へ反映

⑪ 大学、関連部局、関連団体等との連携

現在、市内大学の新入生を対象とした情報提供や関連部局・関連団体との連携を実施しています。

今後も大学等と連携した学生の意識向上、施策に関連する各部局との連携によるごみ減量、自治会や各種女性団体等の関連団体との情報交換や活動支援に取り組み、連携強化を図ります。



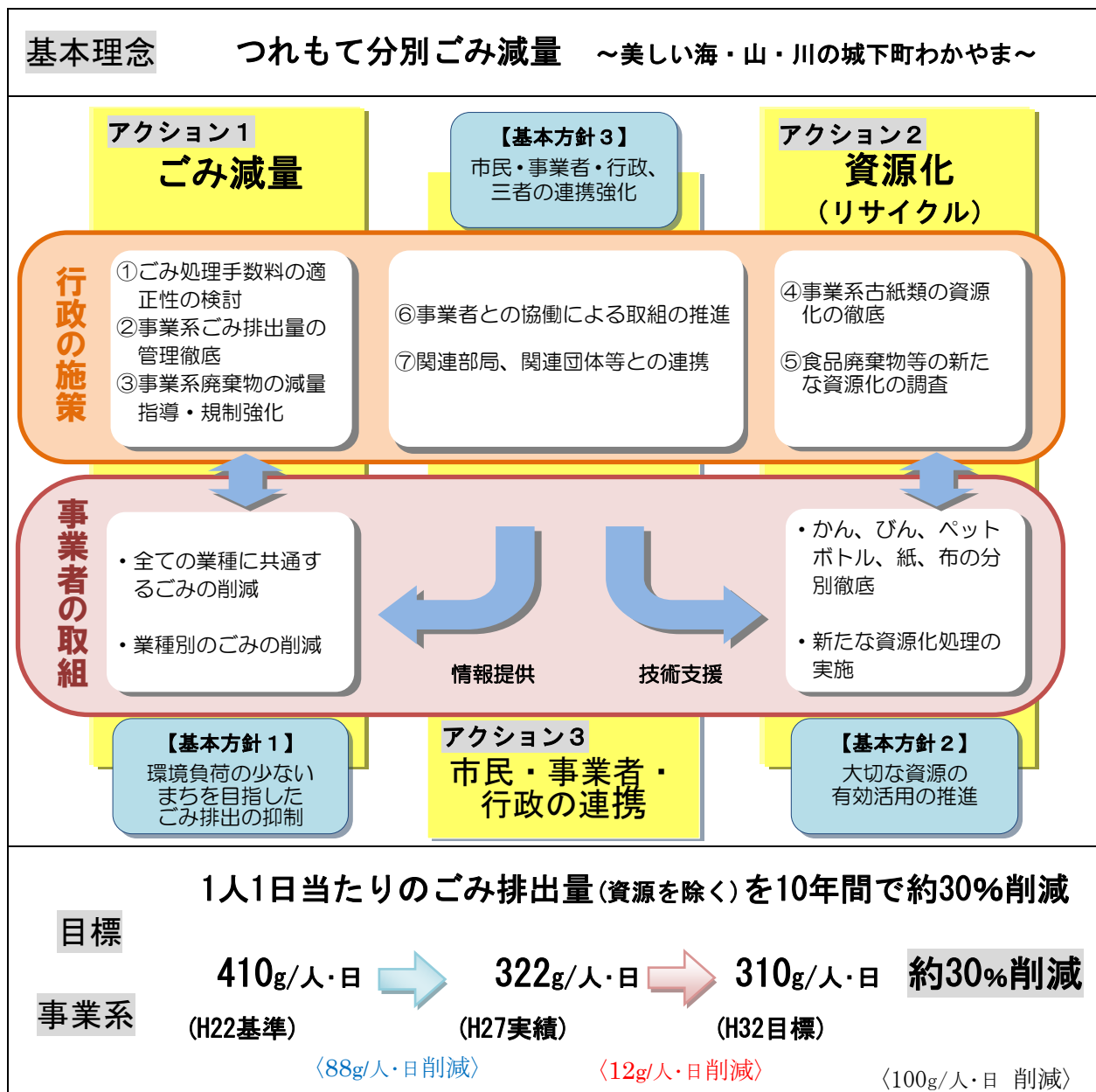
取組内容	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2 (全体評価)
⑪ 大学、関連部局、関連団体等との連携	・ 情報提供(継続)	・ 新たな連携模索 ・ 連携強化	➡	➡	・ 全体評価 ・ 次期ごみ処理基本計画へ反映

第4章 事業系ごみの減量と資源化の取組

事業系ごみの1人1日当たりのごみ排出量（資源を除く）を平成32年度までの間に約30%削減することについては、手数料の見直しや一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可制度の導入により一定の減量効果が得られました。

引き続き、ごみの減量・資源化を推進するための施策を本アクションプランで事業者と行政が協力してアクション（行動）出来るよう、それぞれの立場で具体的に示していきます。

表 4-1 基本計画で定めた事業者の取組事項・行政の重要施策



アクション1 ごみ減量

事業活動により生じたごみは、排出事業者に処理責任があります。

排出事業者自らがごみ減量に対する意識を持ち、ごみを減量する体制を構築することによりごみ排出量の削減を目指さなければなりません。

ごみの減量を進めるには、排出状況の把握、管理体制の構築、減量に関する計画の策定、事業者一人ひとりの継続的な取組などが求められます。

排出事業所の業種に応じた減量の行動を進めましょう。

(1) 事業者のアクション

【全ての業種に共通するごみ減量】

● ごみ排出状況の把握 リデュース

ごみの種類ごとに発生量や資源化状況を把握し、定期的な評価や改善を実施し、事業所内のごみ減量の意識を向上させましょう。



★リリクルのワンポイント☆
まずは、ごみをどのくらい排出しているのかを把握することが、ごみ減量への第一歩だよ♪

● ごみ減量計画書の作成 リデュース

ごみ排出量や資源化の目標を設定するごみ減量計画書を作成し、事業所全体でごみ減量に努めましょう。



● 環境学習の実施 リデュース

ごみ減量の意義や取組状況に関する理解を深めるために、事業所での環境学習を実施しましょう。

【業種別のごみ減量】

官公庁、金融機関、旅行会社、医療機関、その他事務所関係等

● 紙類の使用量の削減 リデュース

両面コピーや裏紙の使用、ペーパーレス化（連絡文書の電子メール化等）等の推進により紙類の使用量を削減しましょう。

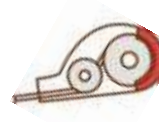


★リリクルのワンポイント☆
A4用紙1枚の使用を削減することで、約4gのごみが削減できるよ♪



● 繰り返し使える事務用品の利用 リデュース リユース

事務用品は必要な量だけ購入し、補充式、詰替式のものを積極的に利用しましょう。
(例 ボールペン、テープのりなど)



飲食店・食品製造事業者等

● 食品ロスの削減 リデュース

飲食店では調理時に無駄なごみを出さないよう工夫し、可能な限り使いきりましょう。また、可能であれば量り売りや小盛りメニュー等を実施することで食べ残しを削減しましょう。



★リリクルのワンポイント☆
野菜の皮も調理を工夫すれば、
使うことができるよ♪

● 生ごみ自己処理の推進 リデュース

飲食店では業務用生ごみ処理機などを利用して生ごみの排出量を削減しましょう。

● 生ごみを濡らさない（水分の削減） リデュース

生ごみをできるだけ水に濡らさないように注意し、水分を含んでいる場合は水きりネットなどを利用して、できるだけ水分を取り除きましょう。



★リリクルのワンポイント☆
水きりをして水分を除くだけでも、
ごみの排出量が大きく変わるよ♪

● 繰り返し使える製品の利用 リデュース リユース

飲食店では割り箸や紙製おしぼりなどの使い捨て製品の使用を控え、繰り返し使用可能な製品を利用しましょう。



販売店

● 食品ロスの削減 リデュース

食品販売店では在庫管理等、工夫した取組により、できるだけ期限切れ食品の発生をなくしましょう。

また、量り売りや個食に対応した商品の販売等、購入した人にとっても食べ残しが出ないよう工夫しましょう。



● 繰り返し使える製品の利用 リデュース リユース

仕入れの際は、ダンボール等の使用は控え、通い箱など繰り返し使用できるものを利用しましょう。

● 簡易包装化、資源回収、環境に配慮した商品の販売の推進 リデュース リサイクル

簡易包装化、販売した資源の回収、エコマーク商品や詰め替え商品の販売等を推進し、市民と販売店が協力してごみ減量、資源化に取り組みましょう。



(2) 行政のアクション

① ごみ処理手数料の適正性の検討 リデュース

事業系一般廃棄物のごみ処理手数料は、平成 26 年 10 月に改定し、主要都市平均手数料とほぼ同額になりました。今後も処理コストや排出状況等を確認しながら、負担の適正性を維持し、排出抑制につなげていきます。

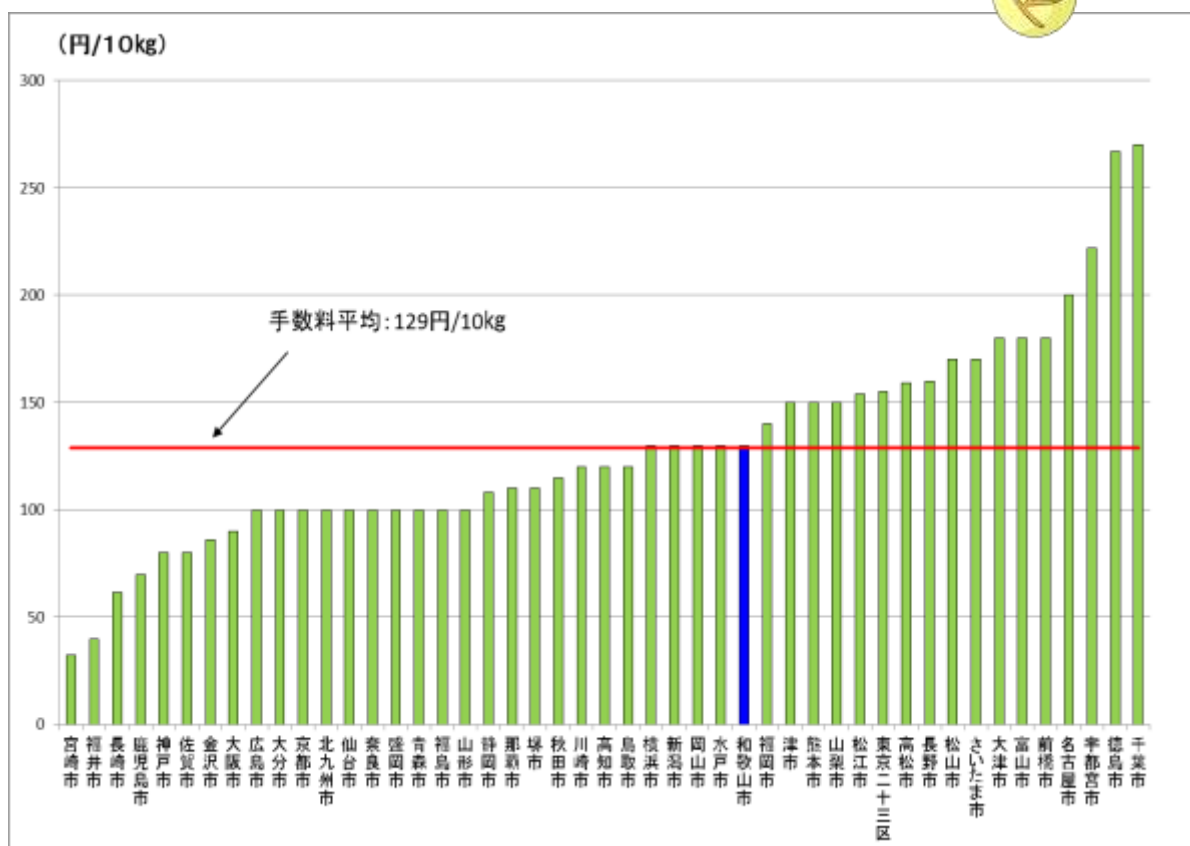


図 4-1 主要都市における事業系一般廃棄物の搬入手数料（平成 28 年 12 月末現在）

取組内容	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2 (全体評価)
① 処理手数料の適正性の検討	・ サービスに応じた適正な水準であるか検討	➡	➡	➡	・ 全体評価 ・ 次期ごみ処理基本計画へ反映

② 事業系ごみ排出量の管理徹底 リデュース

本市では、一般廃棄物（ごみ）収集運搬業許可制度を導入し、計量器付きパッカー車による収集運搬となったことで、排出量に応じてごみ処理費用を払う仕組みができ、経済的インセンティブにより排出事業者のごみ減量の意識向上につながりました。

また、一般廃棄物版マニフェスト制度の導入により、排出者責任が明確になり、排出事業者自身で、ごみが処理されるまでを管理できるようになりました。

今後は、一層のごみ減量を図るため、許可業者との情報交換等を行いながら排出事業者の管理やマニフェスト制度を継続していきます。

マニフェスト制度について

○一般廃棄物管理票（マニフェスト）を通じて、廃棄物の処理の流れを明確にし、管理する制度です。

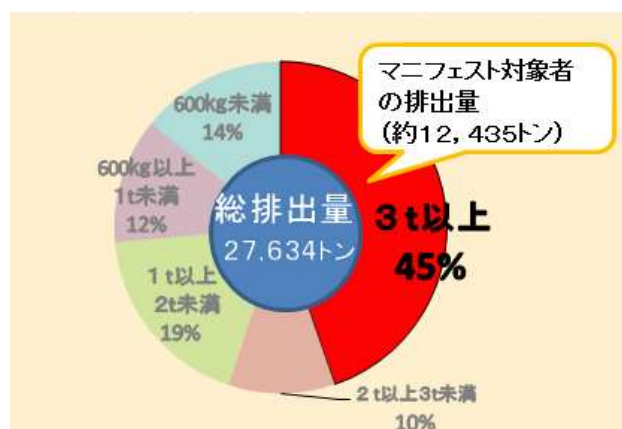
＜目的＞

○排出事業者が廃棄物の流れを正確に把握することにより、適正に最終処分あるいは中間処理されるまでの責任を意識できます。

＜対象者＞

○1日あたり100 kg以上又は1月あたり3t以上の排出事業者

一般廃棄物管理票
（マニフェスト）



★リリクルのワンポイント☆
事業系ごみの約半分を占めるマニフェスト対象者がごみを減量すれば、事業系ごみ全体の大きな減量につながるよ♪

図 4-2 1月あたりの排出量別でみた
総排出量の割合（平成 27 年度）

取組内容	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2 (全体評価)
②事業系ごみ排出量の管理徹底	・許可業者との情報交換等を行いながら排出事業者の管理（継続） ・マニフェスト制度（継続）	➡	➡	➡	・全体評価 ・次期ごみ処理基本計画へ反映

③ 事業系廃棄物の減量指導・規制強化 リデュース

重点施策

事業系ごみの減量指導・規制強化について、一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可制度の導入、青岸清掃センターでの受入検査により排出事業者の排出モラルの改善を図り、不適切ごみの搬入は減少しました。

今後は、ごみの見える化ができるようになったため、業種ごとの減量対策や多量排出事業者が自主的にごみ減量の意識を持つよう、より充実した内容の減量計画書の作成指導等を行っていきます。

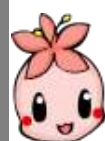
なお、事業者の模範となる取組については、ホームページ等で紹介をしていきます。

青岸清掃センターでの受入検査については引き続き実施し、資源物や不適切ごみの持ち込みを減らしていきます。

家庭のごみ置場へ排出している事業系ごみ対策としては、周辺事業者への事業者向けパンフレットのポスティングを行い、排出者が特定できれば個別訪問により、適正に処理をするよう指導します。

また、保健所では飲食事業者等の新規や更新申請時に事業者向けパンフレットを配布し、適正処理を行うよう促しています。

事業系一般廃棄物の減量、再資源化等に関する計画書



★リリクルのワンポイント☆

減量計画書の作成によって、事業者がどのくらいごみを排出しているのか、どれだけ資源化できるのかを把握でき、ごみ減量の意識の向上につながるよ♪

事業系ごみの適正処理について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条で「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定められています。

家庭のごみ置場へ排出している事業系ごみについて、適正に処理をするよう指導をしていきます。



事業者向けパンフレット

取組内容	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2 (全体評価)
③事業系廃棄物の減量指導・規制強化	- 充実した内容の減量計画書の作成指導 - 古紙類の搬入規制の強化 - 事業者への適正処理指導の徹底	➡	- 対象事業者の拡大 - 廃プラ搬入規制の強化	➡	- 全体評価 - 次期ごみ処理基本計画へ反映

アクション2 資源化（リサイクル）

青岸清掃センターで受入検査を実施していますが、事業系一般ごみの中に、多くの資源物が混入しています。その中でも、古紙類の混入が多くみられます。

資源化（リサイクル）をすることは、ごみの減量だけでなく、環境への負荷を少なくするためにも重要です。

事業者一人ひとりが資源化について考え、分別の徹底に取り組み、資源の有効活用を目指しましょう。

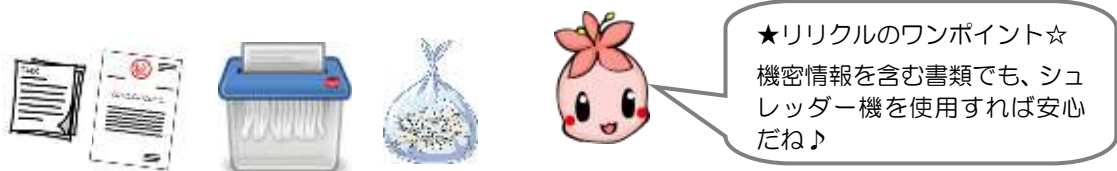
（1）事業者のアクション

【かん、びん、ペットボトル、紙、布等の分別徹底】

● 資源分別の徹底 リサイクル

事業所内での分別ルールを徹底し、一般ごみとして排出されているごみに含まれるかん、びん、ペットボトル、紙、布を分別しましょう。特に事務所等における書類（機密書類やシュレッダー紙を含む）などの紙類を資源化しましょう。

機密書類等の個人情報を含むものは、シュレッダー機を利用するなど、工夫をしましょう。



● 来客者のごみ分別推進 リサイクル

来客者が多い事業所では、来客者用分別ボックスを設置するなど、来客者が資源分別を徹底できるような環境をつくりましょう。



【新たな資源化処理の実施】

● 新たな資源化処理の研究 リサイクル

飲食店の生ごみなどの多量に排出される品目が資源として利用できる方法がないか考えましょう。



(2) 行政のアクション

④ 事業系古紙類の資源化の徹底 リサイクル

重点施策

事業系一般ごみの中に資源化可能な古紙類が混入している例が多く、紙類（機密書類、シュレッダー紙、パンフレット等）の資源化を広報紙やホームページを通じて行っています。

特に古紙類を多量に排出する金融業、医療関係、旅行会社、官公庁等に対し、指導・啓発をするとともに、資源化推進のために青岸清掃センターでは搬入規制を強化します。

取組内容	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2 (全体評価)
④事業系古紙類の資源化の徹底	・分別の周知徹底 ・搬入規制の強化	➡	➡	➡	・全体評価 ・次期ごみ処理 基本計画へ反映

古紙類のリサイクルについて

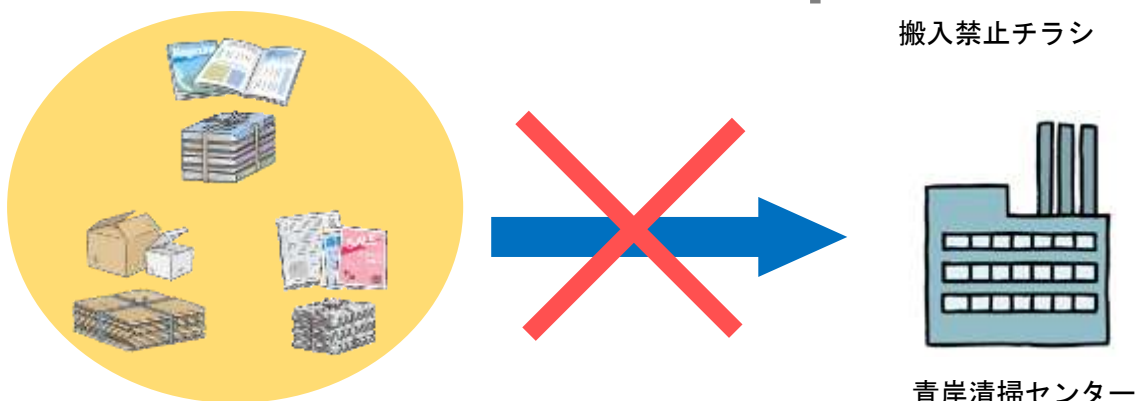
平成 28 年 10 月から青岸清掃センターでの古紙の搬入規制をさらに強化しました。

リサイクルできる古紙類はリサイクル業者へ依頼してください。

また、機密書類であっても、青岸清掃センターへ搬入することはできません。



搬入禁止チラシ



青岸清掃センター

⑤ 食品廃棄物等の新たな資源化の調査

近隣に食品廃棄物等を資源化する施設がなく資源化に至っていません。引き続き、食品リサイクル法等に基づき、排出者や事業者による資源化の取組について、他都市や民間の取組事例等を調査していきます。

取組内容	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2 (全体評価)
⑤資源化に関する調査	・取組事例等の調査・検証	➡	➡	➡	・全体評価 ・次期ごみ処理 基本計画へ反映

アクション3 市民・事業者・行政の連携

事業者は自らの責任においてごみの処理を実施するものですが、行政も情報提供等の支援を行うことにより連携を深めていく必要があります。

(1) 事業者・行政のアクション

⑥ 事業者との協働による取組の推進

重点施策

事業者向けパンフレットやホームページによる情報提供を行うとともに、意見聴取会において意見交換を実施し、事業者と協働体制を構築しています。

事業者の良い取組事例があれば、ホームページ等で情報提供をしていきます。

取組内容	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2 (全体評価)
⑥事業者との協働による取組の推進	・意見聴取会の開催 ・事業者への情報提供	➡	➡	➡	・全体評価 ・次期ごみ処理基本計画へ反映



⑦ 関連部局・関連団体等との連携

本市では平成 27 年度に市役所内に大型シュレッダーを導入し、市役所全体で機密書類の資源化处理に努めています。

また、廃棄物減量等推進審議会等を開催し、ごみ減量・資源化に向けて、関連部局・関連団体等と連携を継続していきます。

○廃棄物減量等推進審議会

ごみの減量・資源化の推進に向けて、定期的を開催しています。

基本計画の取組状況や効果について「各種団体、関係機関、市民、行政」それぞれの視点で審議し、本市の施策に反映させています。

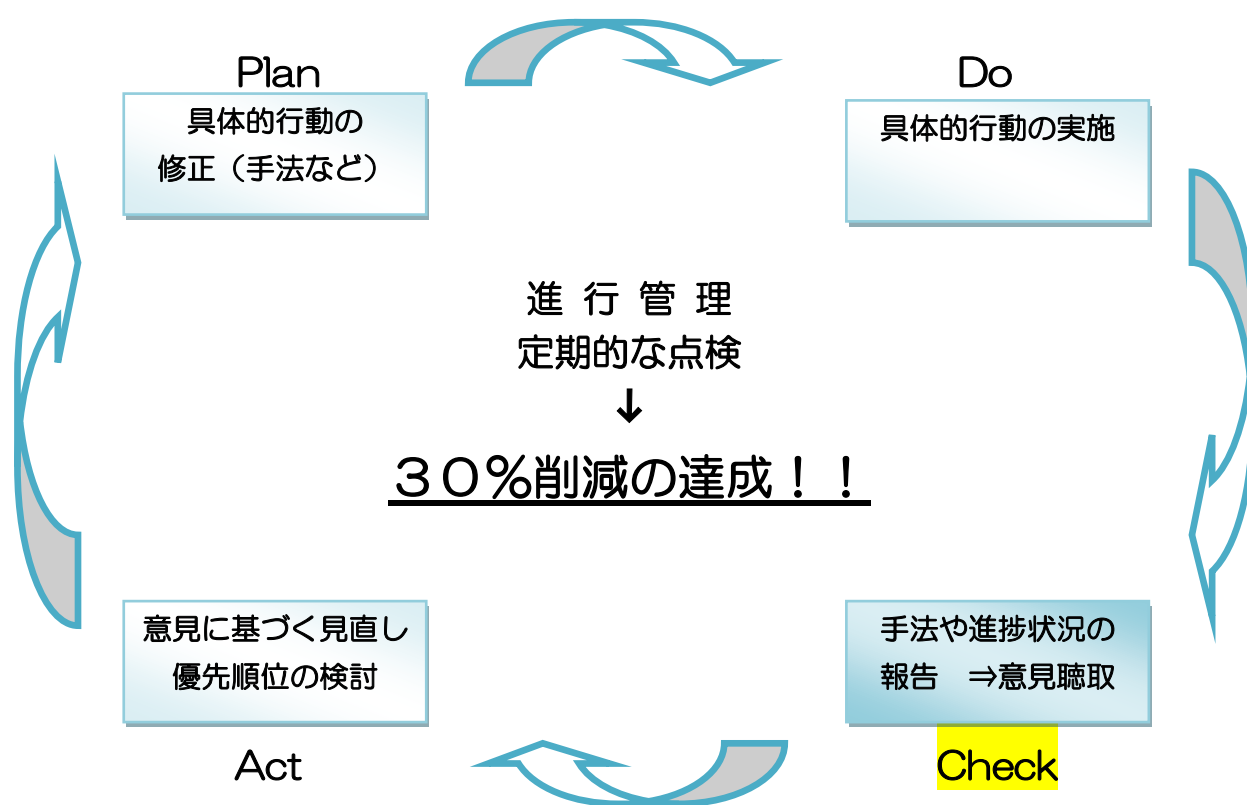


取組内容	H 2 8	H 2 9	H 3 0	H 3 1	H 3 2 (全体評価)
⑦関連部局・関連団体との連携	・市役所全体で機密書類の資源化处理の継続 ・廃棄物減量等推進審議会の開催	➡	➡	➡	・全体評価 ・次期ごみ処理基本計画へ反映

第5章 ごみ減量計画の進行管理

基本計画に掲げる数値目標を達成するために、基本計画の目的や目標を市民・事業者・行政の三者が共有し、それぞれが自らの役割と責任をしっかりと認識した上で、つれもて取り組む必要があります。また、数値目標やごみ減量アクションプランに定める具体的行動の進捗状況を随時把握し、それらの進行管理と定期的な点検を行う必要があります。

そのため、行政としては、市民や事業者の理解・協力を求めながら具体的行動の実践を促していきます。また、家庭系ごみの減量と資源化の取組については、ごみ減量推進員で構成された、「ブロック連絡調整会議」、また事業系ごみの減量と資源化の取組については、事業者で構成された「事業系意見聴取会」にて手法や進捗について意見聴取を実施し、施策の具体的行動の見直しや優先順位等の検討を行っていきます。また、それらの内容については、市民・事業者に周知していき、具体的かつ実効性の高いごみ減量施策を推進します。



ごみ減量推進員ブロック連絡調整会議 名簿

(和歌山市家庭廃棄物の減量及び資源化並びに和歌山市ごみ減量推進員制度に係る連絡調整会議)

ブロック	地 区	種 別	氏 名
1	松 江	リーダー	湯川 昌計
2	貴 志	リーダー	木村 敏彦
3	川 永	リーダー	湯川 徳弘
4	和 佐	リーダー	田村 彰敏
5	三 田	リーダー	阿波 保
6	宮	リーダー	田畑 みき子
7	雑 賀	リーダー	泉 忠義
8	吹 上	リーダー	中村 勝次
9	中之島	リーダー	野地 勇
10	新 南	リーダー	中尾 年男

※リーダー：ごみ減量推進リーダー

事業系意見聴取会 名簿

(事業系一般廃棄物の減量及び食品廃棄物等の新たな資源化に係る意見聴取会)

区 分	役 職 名	氏 名
事業者	和歌山市料理飲食業組合	花岡 豊
事業者	株式会社オークワ	郡司 雅夫
事業者	ダイワロイアル株式会社	大塚 修二
事業者	和歌山県清掃連合会	知念 義徳
事業者	和歌山資源協同組合	安田 英雄
事業者	和歌山市製紙原料協同組合	西本 昌史

第 2 期

ごみ減量アクションプラン

【和歌山市ごみ減量行動計画】

編集・発行 和歌山市 一般廃棄物課

〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地

電 話 073-432-0001（代表）

073-435-1352（直通）

メール ippanhaiki@city.wakayama.lg.jp

ごみ情報サイト『リリクルネット』

<http://www.rerecle.net/>

発行年月日 平成 29 年 5 月 30 日

（ごみゼロの日）

